

尼崎市法人指導課

介護事業所指定担当からのお知らせ

◆ 電子申請届出システムの開始について

現在本市では、指定申請、更新申請、変更届、加算に関する届出、廃止・休止・再開届等がオンライン上で手続きできるように準備を進めており、令和7年度中の運用開始を予定しています。運用開始の際には、別途ご連絡いたします。なお、システムの利用には「GビスID」が必要なため、まだIDを取得していない法人はアカウントの作成をお願いします。詳細については、デジタル庁ホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

◆ 事故報告書の取扱い変更について

令和7年4月から報告書の様式（サービス付き高齢者向け住宅を除く）及び提出方法を変更します。従前は法人の独自様式でも受け付けしていましたが、統計処理の都合上、変更後の様式をご使用ください。市ホームページ（ページ番号 1006587）から様式をダウンロードし、メールに報告書を添付して法人指導課介護事業所指定担当へご提出をお願いします。（提出先：ama-kaigo-shitei2@city.amagasaki.hyogo.jp）

今年度も送迎時に係る事故（自損又は人身事故等）が発生していますので、利用者・地域住民・従業者に対する安全への配慮を再度、法人内で共有いただきますようお願いいたします。

◆ 「地域情報共有サイト あましえあ（関係者用）」の登録について

尼崎市では、地域資源・介護・医療・障害福祉データベースを構築し、2つのサイトで情報発信を行っています。

① 住民向け情報検索サイト 【あましえあ】

- ・尼崎市 HP よりアクセスができ、どなたでも閲覧が可能です。
- ・尼崎市民や福祉関係者が、介護・医療・障害福祉・地域資源の情報検索に活用します。

② 関係者向け情報発信サイト【あましえあ（関係者用）】

- ・IDとパスワードを入力して閲覧するため、関係者のみが閲覧可能です。
- ・尼崎市やサイト運営者から本事業の関係者への情報発信サイトです。

※登録がお済みでない事業所様へ

- IDとパスワードで、「あましえあ 関係者用」サイトにログインいただき、初期登録の手続きを行い、利用方法、機能等についてご確認ください。

※各事業所様宛に ID・パスワードは通知済みです。

- 介護保険に関するお知らせや通知等を、「あましえあ 関係者用サイト」のお知らせ欄で発信しています。
- 個別の ID とパスワードの通知が届いていない等、パスワードがわからない場合は、介護事業所指定担当へお問い合わせください。

(Tel : 06-6489-6143 Mail : ama-kaigo-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp)

◆ 事業者の各種届出等について

★ 各種届出について

○ 届出の期限について

・新規指定申請

指定予定日（毎月 1 日）のおおよそ 45 日前 が提出期限となります。申請書は、添付書類等がそろった状態で受理しますので、添付書類の不備や申請書類の修正がある場合は、提出期限日であっても受理できないこともあります。その場合は、指定予定日をずらしていただくこともありますので、提出期限より前にあらかじめ書類を確認させていただきますよう、お願いします。

また、来所には事前に予約が必要ですので、余裕を持ってお電話ください。

・指定更新申請

指定日から 6 年ごとに指定の更新申請が必要です。

事業所及び施設の指定更新も新規申請と同様に、事業所ごとに、サービスの種類ごとに申請が必要となります。指定の更新を行わなかった場合は、指定有効期間満了をもって指定の効力を失うことになります。

また、休止中の事業所については、休止中のままでは人員及び設備に関する基準を満たしていないことから指定更新を受けることはできません。

指定更新通知が届きましたらすみやかに手続きをお願いします。

・変更届

変更があった日から 10 日以内 に提出する必要があります。

・休止・廃止届

休止日・廃止日から 1 月以上前 に提出する必要があります。

※提出期限を遵守してください。

・指定されている事業所の法人が変わる場合は、現在指定されている事業所を廃止し、変更する法人で新規指定をする必要があります。「変更届」の提出ではありませんので、ご注意ください。

また、新規指定は審査に時間を要します。（通常指定予定日の 3 ヶ月ほど前から事前相談をさせていただいています。）法人変更される直前などに指定申請書を提出されても、指定予定日までに審査ができないため、お早めにご相談ください。

・管理者、訪問介護事業所のサービス提供責任者が変更になった場合も変更届の提出が必要です。未届けであることがわかった場合、変更届を作成・提出していただくこととなり、更新申請の審査等にも支障が出る可能性があります。

・体制届

提出期限を過ぎた場合は、予定していた月から加算を算定することができませんので期限を遵守してください。

また、要件を満たしているかを判断するにあたり、添付していただいた資料で確認できない場合は、別に資料の提出を求めることもありますので、ご了承ください。

要件を満たさなくなった場合も届出が必要です。ので判明した時点で提出していただくようお願いします。変更があった場合は、すみやかに提出してください。

☆加算等を届け出た日と算定開始月について

訪問通所系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応型サービス、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	1 毎月15日以前に届出のあった場合、 翌月から算定 2 毎月16日以後に届出のあった場合、 翌々月から算定
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定
短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定)

☆加算の要件を満たさなくなった場合

事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった(該当しなくなることが明らかになった)ときにも、その旨をすみやかに届け出てください。

★ 介護報酬などについて

○ 各加算について

各加算については、体制届の提出が必要な加算で、人員的な要件を満たす場合や個別リハビリなどを計画に基づき実施した場合の加算、あるいは、体制届の提出の必要がない加算など、算定要件がさまざまです。

体制届の提出の有無にかかわらず、要件を満たすことを証する資料は、事業所が作成し、保管をしておく必要があります。

また、個別計画や個別リハビリなどを実施したことがわかる記録の作成及び保管も必要です。

保険者が確認する必要があると判断した場合は、資料や記録の提出を求めることがあります。

体制届の提出時に添付を求められなかったからといって計画や記録が作成されていない、あるいは、保管されていないことについての理由にはなりませんので、ご注意ください。

○ 処遇改善加算について

処遇改善加算を算定されている事業所は、毎年 7 月末までに実績報告書を提出していただく必要があります。実績報告書の提出がされない場合は、加算を返還していただくこととなりますので、忘れずに必ず提出してください。

なお、年度途中で事業所を廃止した場合や算定を終了した場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出してください。

次年度も継続して処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の 2 月末日までに処遇改善計画書と必要な添付書類を提出してください。

注）令和 7 年度の計画書の提出期限は 4 月 15 日（火）（必着）です。

○ 通所介護の事業所規模の届出について

事業所の規模区分に変更が生じる場合、提出していただく必要があります。

届出を促す通知はしませんので、該当する事業所は毎年 3 月 15 日までに、提出していただきますよう、お願いします。

○ よくある間違いについて

変更届などの、「事業者」や「申請者」を記載していただく欄に「事業所」の記載をされていることがあります。

「事業者」「申請者」「開設者」は、法人（会社）を指すため、ご注意ください。

○ 届出時のお願い

変更届などの提出書類のコピーが欲しいとのお問い合わせをいただくことが多々あります。

提出された書類は、市が保有する文書になるため、コピーをお渡しすることができません。後日、必要になることもあると思われるので、提出前にあらかじめコピーを取り、事業所で保管していただきますよう、お願いします。

★ サービス提供について

○ 地域密着型通所介護の注意点

地域密着型通所介護の利用者は原則、尼崎市の被保険者のみとなりますので、介護予防型通所サービスを利用している他市の被保険者が、認定更新等により要介護となった場合、地域密着型通所介護は、原則、利用できなくなりますので、ご注意ください。

◆ 指定及び指定更新後の留意事項について

- 基準を満たしていないまま事業を継続していると、指定取消しとなる場合もあります。
- 指定申請又は更新申請時、虚偽の申請（人員配置や資格要件を偽るなど）が発覚した場合は、指定取消しの対象となります。
- 指定が取り消されると、代表者等には5年間居宅サービスの指定が受けられない等の欠格事由が付きます。
- 指定が取り消されると介護報酬を返還していただくことになります。また、返還される介護報酬には、40%の加算を付けることがあります。
- 指定日の時点で、申請内容と異なる部分があった場合（職員配置や電話番号など）は、早急に変更届を提出してください。
- 指定日以降、人員配置が基準を満たさなくなった場合は、休止又は廃止をする必要がありますので、早急に届け出てください。運営を続ける場合、職種によっては人員欠如により介護報酬が減算となります。
- 日頃より適宜法令等を確認し、法令遵守するようにお願いします。

◆ 有料老人ホームの届出について

有料老人ホームの設置者には法律上届出義務があり（老人福祉法第29条第1項）、この届出を怠った場合には、罰則が科せられる場合（同法40条第1項）がありますので、届出を済ませておられない場合には、速やかに届出をお願いします。

※有料老人ホームの入居者の介護サービスに関しては、「住所地特例」が適用されます。

住所地特例とは、介護保険制度において「65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となる。」が原則ですが、住所地特例対象施設に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、「例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者となる。」制度です。これを住所地特例といい、施設所在地の区市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられました。

適正な税制上の理由からも届出をお願いするものです。

法人指導課 介護事業所指定担当

電話：06-6489-6143 FAX：06-6482-3512

E-Mail：ama-kaigo-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp